



# Global Tax Update

オランダ

税理士法人トーマツ

2015年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 申告書未提出を理由とする立証責任の転換

先般、オランダ最高裁判所は、申告税額に加えて2,101ユーロ(修正後課税総額の19%超に相当する額)の加算税が課された事実だけで即時に申告書未提出とみなすことができるとする判決を下した。

### (1) 背景

オランダ税法は税務申告書または情報提供に関する規定に従わなかった納税者に対する罰則規定を定めており、その一つは、異議申立て手続における「立証責任の厳格化およびその納税者への転換(以下「立証責任の転換」)」について規定している。立証責任の転換は、納税者が申告書を提出しなかった場合、または情報提出を要請する取消不能の決定が出された後に納税者が当該決定に従わなかったことが証明された場合に起こり得る。

立証責任が転換されると、課税または異議申立てに対する決定が誤っていることおよび誤っている金額を納税者が証明できない限り(合理的な見解を述べるだけでは不十分)、当該課税または決定は覆らない。異議申立て手続で立証責任が転換されると納税者には通常不利なため、納税者は何としてもこれを回避しようとする。先頃、最高裁は立証責任の転換に関連して申告書が提出されたか否かについての判断を求められた。

### (2) 本件事例

本件における納税者(以下「本件納税者」)は2008年、33,225ユーロの給与所得を申告し、8,938ユーロの所得税を課されたが、税務調査の結果、追加の課税がなされた。Den Bosch 控訴裁判所は5,000ユーロ以上の所得が過少申告されたと推定したが、当該不備は立証責任が転換されるほどのものではないと判断した。

しかし最高裁は、事実提供および立証責任の義務に関する一般規定に基づき、(1)申告書の不備が原因で申告書上の税額が実際の税額より絶対的かつ相対的に「相当額」低くなることが証明された場合、または(2)申告書を提出した際に納税者が、当該申告書の提出により課税額が「相当額」過少になっていることを知っていたもしくは知るべき立場にあった場合、当該申告書は提出されていないとみなされる、という判決を下している。

本件では(1)の条件が満たされていたか否かについて争われた。最高裁は、2008年の本件納税者の所得税額は申告税額に2,101ユーロ(修正後課税総額の19%に相当)を加算した11,039ユーロであるとし、追加された2,101ユーロは絶対的かつ相対的に「相当額」であると判断した。これにより本件納税者は提出義務のある申告書を提出しなかったものとされ、最高裁は、当該事案の審理をArnhem-Leeuwarden 控訴裁判所に付託した。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche**

**アムステルダム事務所**

マネジャー 藤尾 和樹

[KaFujio@deloitte.nl](mailto:KaFujio@deloitte.nl)

河端 美沙紀

[MiKawabata@deloitte.nl](mailto:MiKawabata@deloitte.nl)

## ニュースレター発行元

**税理士法人トーマツ**

**東京事務所**

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。